

## 政務活動費連絡会記録

1 開催日時 令和4年12月2日(金) 11:00~11:09

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

### 3 出席者

#### (1) 出席議員

座長 田中 徳一郎

委員 藤代 ゆうや、新堀 史明、田中 信次、栄居 学、脇 礼子、菅原 あきひと、  
谷口 かずふみ、君嶋 ちか子、京島 けいこ

#### (2) 議会局出席者

局長 浦邊 哲、副局長兼総務課長 高瀬 正明、  
管理担当課長兼総務課副課長 佐藤 徹、経理課長 奥澤 陽一、  
議事課長 井上 実、政策調査課長 大河原 邦治

### 4 議題

政務活動費のあり方の検討について

### 5 会議記録

#### (田中(徳)座長)

ただ今から政務活動費連絡会を開会いたします。

本日の議題は、お手元の会議次第のとおり、「政務活動費のあり方の検討について」であります。

前回、11月30日の当連絡会において、検討事項に係る方向性等について、決定いたしました。

そこで、これまでの議論を踏まえ、本職において、「政務活動費連絡会報告書(案)」を作成いたしました。

お手元の資料をご覧ください。

この座長案について、議会局に説明させます。

#### (経理課長)

それでは、「政務活動費連絡会報告書(案)」について、ご説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、まず、見開き左側では、「はじめに」として、これまでの検討の経過等について述べております。

1ページをご覧ください。

「I 収支報告書並びに会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しの神奈川県議会ホームページ上での公開に向けた対応」でございます。

はじめに「1 領収書その他の証拠書類の事前確認」の「(1) 証拠書類等の提示時期及び事前確認の主な内容」でございます。

「ア 現状」として、「令和3年度から令和4年度にかけて、新たな仕組みによる事前確認を次のとおり試行している」としております。

次の、「事前確認の実施方法」の「(ア) 証拠書類等の提示時期」につきましては、「会派及び議員は、領収書その他の証拠書類について、原則として、次のとおり議長へ提

示するもの」とし、記載のとおり、基本3か月ごとに書類をご提示いただいております。

次に、「(イ) 事前確認の主な内容」ですが、「議長は、主として「使途が政務活動費に充てることができる経費の範囲に適合しているか」及び「添付書類の不足はないか」等について確認することとする。

事前確認の結果、議長が修正、添付書類の追加が必要であると認めた場合は、会派及び議員は、修正等を行い、再提示する。

事前確認後、証拠書類等には、確認済みの表示を行う」こととしております。

2ページに移りまして、「イ 検討の視点」でございますが、「証拠書類等の提示時期及び事前確認の主な内容について、会派及び議員又は議会局において支障はないか」とし、「ウ 方向性」として、「事前確認の正式実施にあたっては、試行のとおりとする」としてしております。

続いて、「(2) 実施の根拠」でございます。

「ア 現状」といたしましては、「令和2年12月7日の団長会決定に基づき、令和3年度から新たな仕組みにより試行して」おります。

「イ 検討の視点」といたしましては、「令和3年度から令和4年度に検証を行い、令和5年度から政務活動費の指針等に位置付けて正式実施するとしているが、神奈川県議会議政務活動費の交付等に関する条例、条例施行規程及び指針のうち、何に位置付けて実施するか」とし、「ウ 方向性」としましては、「指針に位置付けて正式実施する」としております。

次に「2 公開する議長提出書類のPDF化の手法等」についてでございます。

「(1) 現状」として、「本県議会において、議長提出書類の枚数は令和3年度交付分の実績が約44,000枚であり、ホームページ公開を実施している都府県議会の中で突出して多い状況にある。

そうした中で、議長提出書類の確認や非公開情報のマスキング作業を常勤職員3名、非常勤職員2名の体制で実施しているが、今後、公開する議長提出書類のPDF化等の新たな作業が発生する」こととなります。

次に、「(2) 検討の視点」でございますが、「議会局の準備状況及び体制等について、ホームページ公開に支障がないか確認する」とし、「(3) 方向性」として、「非公開情報の漏洩などが起こらないよう、また、議会局職員に過度の負担がかからないよう、必要な職員数を配置すべきである。

併せて、必要な予算についても確保すべきである」としております。

「3 ホームページ公開の実施時期等」ですが、まず「(1) 実施時期」について、「ア 現状」では「議長提出書類のホームページ上での公開を令和6年度（令和5年度交付分）までには実施すること」としており、「イ 検討の視点」といたしましては、「ホームページ公開の実施時期を正式に決定する」としてしております。

そして、「ウ 方向性」ですが「改選後の令和5年5月交付分以降について、令和6年度にホームページ上での公開を実施する」とし、「また、本県議会は議長提出書類の枚数が多く、PDF化の作業に時間を要するため、書面による閲覧開始日の翌日から起算して2月以内にホームページに掲載する」としてしております。

続いて、「(2) 実施の根拠」ですが、「ア 現状」では、「条例施行規程第8条では、「議長は、政務活動費の指針、会派及び議員に係る政務活動費の収入及び支出その他政務活動費に関する情報について、インターネットの利用その他の議長が適当と認める方法により提供するものとする」と規定され、「当該条項に基づき、収支報告書の内容を一表にまとめた政務活動費収支報告書一覧表及び指針をホームページに掲載し公開して」おります。

「イ 検討の視点」といたしましては、「ホームページ公開の実施の根拠として、条例、条例施行規程及び指針のいずれかに位置付けるか。

条例施行規程の場合、現行の第8条を根拠にホームページ公開を実施することもできるが、別に議長提出書類のホームページ公開を実施する旨を特出しして規定するか」とし、「ウ 方向性」といたしましては、「現行の条例施行規程第8条をホームページ上での公開の根拠とする。

また、ホームページ上での掲載時期などの運用については、指針に記載する」としております。

最後に、「Ⅱ まとめ」でございますが、「政務活動費の議長提出書類のホームページ公開に向けては、支出伝票等の様式変更や新たな仕組みによる証拠書類等の事前確認の試行をはじめ、議会として様々な取組を行ってきた」こと、「改選後の令和5年5月交付分以降について、令和6年度にホームページ上での公開を実施するとの方向性を決定した」こと、「今後は、ホームページ公開が遺漏なく実施できるよう、確実に取組を進めていく必要がある」ことを記載し、最後に、「今後とも見直すべきものは見直しを行っていくことで、政務活動費に係る更なる透明性の向上や適正性の確保に努めていくべきである」と結んでおります。

説明は以上でございます。

**(田中(徳)座長)**

お聞きのとおりであります。座長案について、ご質問等がありましたらどうぞ。

(なし)

それでは、座長案につきまして、各会派お持ち帰りの上、ご検討いただき、次回連絡会にて、改めて協議願いたと思いますが、いかがでしょうか。

(なし)

ご了承願います。

私からは以上でございます。

この際、何かございますでしょうか。

(なし)

特にないようですので、以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の政務活動費連絡会は、12月7日水曜日、本会議終了後に開催いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、開催通知につきましては、ただ今ご出席の皆様には、省略させていただきたいと思っておりますので、ご了承願います。

それでは、政務活動費連絡会を終了いたします。

ありがとうございました。